

# 第 1 号議案 神戸市農業活性化協議会規約及び会計処理規程の改正について

## 1 神戸市農業活性化協議会規約

<改正に係る主な関連内容>

兵庫六甲農業協同組合の組織改編等に伴い、協議会規約第 20 条の幹事会の構成等の名称を改正する。

## 2 神戸市農業活性化協議会会計規程

<改正に係る主な関連内容>

器具及び備品の定義の変更

協議会会計規程第 28 条の備品の定義を「耐用年数 1 年以上で取得価格が 5 万円以上」に変更する。それに伴い、第 30 条も変更する。

(理由)

神戸市物品管理基準の一部改正に準じた取り扱いに変更するため。

神戸市農業活性化協議会規約 新旧対照表（案）

（下線部分は改正部分）

改正後（新）	現行（旧）
<p>第1条～第19条略</p> <p>第5章 幹事会 （幹事会の構成等）</p> <p>第20条 協議会の業務を円滑に行うため、幹事会を置く。 2 幹事会は、第24条第2項の事務局長及び次の各号に掲げるものをもって組織する。</p> <p>(1) 兵庫六甲農業協同組合支店統括本部神戸地域統括常務執行役 (2) 兵庫六甲農業協同組合<u>神戸営農総合センター統括マネージャー</u></p> <p>(3) 兵庫六甲農業協同組合<u>神戸営農総合センター神戸北営農総合センターマネージャー</u></p> <p>(4) 兵庫県神戸県民センター神戸農林振興事務所神戸農業改良普及センター 所長補佐</p> <p>(5) 兵庫県農業共済組合神戸事務所次長 (6) 神戸市経済観光局副局長 (7) 神戸市経済観光局担当課長 (8) 神戸市経済観光局農水産課長</p> <p>第21条～第36条略</p> <p>附 則</p> <p>1～14略</p> <p>15 (令和4年4月 日改正) この規約は、令和4年4月 日から施行する。</p>	<p>第1条～第19条略</p> <p>第5章 幹事会 （幹事会の構成等）</p> <p>第20条 協議会の業務を円滑に行うため、幹事会を置く。 2 幹事会は、第24条第2項の事務局長及び次の各号に掲げるものをもって組織する。</p> <p>(1) 兵庫六甲農業協同組合支店統括本部神戸地域統括統括本部長 (2) 兵庫六甲農業協同組合神戸営農総合センター神戸営農統括ゼネラルマネージャー兼神戸北営農総合センターマネージャー</p> <p>(3) 兵庫六甲農業協同組合神戸営農総合センター神戸西営農総合センターマネージャー</p> <p>(4) 兵庫県神戸県民センター神戸農林振興事務所神戸農業改良普及センター 所長補佐</p> <p>(5) 兵庫県農業共済組合神戸事務所次長 (6) 神戸市経済観光局副局長 (7) 神戸市経済観光局担当課長 (8) 神戸市経済観光局農水産課長</p> <p>第21条～第36条略</p> <p>附 則</p> <p>1～14略</p> <p>_____ 〈追加〉</p>

神戸市農業活性化協議会会計処理規程 新旧対照表（案）

（下線部分は改正部分）

改正後（新）	現行（旧）
<p>第1条～第27条略</p> <p>（物品の定義）</p> <p>第28条 物品とは、消耗品並びに耐用年数1年以上で取得価格が5万円以上の器具及び備品をいう。</p> <p>第29条略</p> <p>（物品の照合）</p> <p>第30条 出納の事務を行う者は、耐用年数1年以上で取得価格が5万円以上の器具及び備品について、備品台帳を設けて保全状況及び移動について所要の記録を行うとともに、その移動及び滅失又はき損があった場合は、第8条第1項の経理責任者に通知しなければならない。</p> <p>2 第8条第1項の経理責任者は、毎事業年度1回以上、現物照合し、差異がある場合は、所定の手続を経て、前項の備品台帳の整備を行わなければならない。</p> <p>第31条～第37条略</p> <p>附 則</p> <p>1～4略</p> <p>5 <u>（令和4年4月 日改正）この規定は、令和4年4月 日から施行する。</u></p>	<p>第1条～第27条略</p> <p>（物品の定義）</p> <p>第28条 物品とは、消耗品並びに耐用年数1年以上_____の器具及び備品をいう。</p> <p>第29条略</p> <p>（物品の照合）</p> <p>第30条 出納の事務を行う者は、耐用年数1年以上_____の器具及び備品について、備品台帳を設けて保全状況及び移動について所要の記録を行うとともに、その移動及び滅失又はき損があった場合は、第8条第1項の経理責任者に通知しなければならない。</p> <p>2 第8条第1項の経理責任者は、毎事業年度1回以上、現物照合し、差異がある場合は、所定の手続を経て、前項の備品台帳の整備を行わなければならない。</p> <p>第31条～第37条略</p> <p>附 則</p> <p>1～4略</p> <p>_____〈追加〉</p>



(参考)

令和3年度経営所得安定対策交付金の交付実績

交付金の種類	交付件数 (件)			交付額 (千円)		
	北協	西協	合計	北協	西協	合計
収入減少影響緩和交付金 (ナラシ対策)	(6月に交付)					
水田活用の直接支払交付金	216	421	637	32,931	224,655	257,586
畑作物の直接支払交付金 (ゲタ対策)	3	4	7	1,903	3,843	5,746
合計 *	216	421	637	34,834	228,498	263,332
(参考) 2年度実績	225	423	648	30,779	199,659	230,438

※ 交付対象者が重複するため、合計は一致しない。

※ 水田活用の直接支払交付金の交付額は、戦略作物助成+産地交付金(県・協議会)の合計額

## 2 令和3年度決算報告

(令和3年4月1日～令和4年3月31日)

### (1) 収入の部

(単位:円)

区分	当初予算額	決算額	差引増△減	備考
経営所得安定対策等推進事業会計	14,789,000	14,789,000	0	
その他会計	所要額	2,685,388	0	
<b>計</b>	14,789,000 + 所要額	17,474,388	0	

※その他会計は、高収益作物次期作支援交付金推進事業。

### (2) 支出の部

(単位:円)

区分	当初予算額	決算額	差引増△減	備考
経営所得安定対策等推進事業会計	14,789,000	14,789,000	0	
謝金	9,032,000	8,658,215	△ 373,785	
旅費	100,000	0	△ 100,000	
賃金及び共済金	3,900,000	4,314,312	414,312	
事務費等経費	1,757,000	1,816,473	59,473	印刷製本費、通信運搬費、消耗品費、雑役務費、借料・損料、備品費等
委託費	0	0	0	
助成費	0	0	0	
その他会計	所要額	2,685,388	0	
<b>計</b>	14,789,000 + 所要額	17,474,388	0	

### (3) 収支

(単位:円)

収入合計	17,474,388
支出合計	17,474,388
差引	0

令和3年度神戸市農業活性化協議会

正味財産増減計算書（令和3年4月1日～令和4年3月31日）

（単位：円）

科 目	予 算 額	決 算 額	差 異
1. 増加の部			
(1) 資産増加額			
当期増加額			
当期収支差額			
貯蔵品(切手)	0	186,687	186,687
(2) 負債減少額			
(該当科目無し)	0	0	0
増加額合計(Ⅰ)	0	186,687	186,687
2. 減少の部			
(1) 資産減少額			
当期収支差額			
貯蔵品(切手)	0	159,414	159,414
(2) 負債増加額			
(該当科目無し)	0	0	0
減少額合計(Ⅱ)	0	159,414	159,414
正味財産増加額(減少額)(Ⅲ)=(Ⅰ)-(Ⅱ)	0	27,273	27,273
前期繰越正味財産(Ⅳ)	0	81,488	81,488
期末正味財産合計額(Ⅴ)=(Ⅲ)+(Ⅳ)	0	108,761	108,761

令和3年度神戸市農業活性化協議会  
貸借対照表（令和4年3月31日現在）

（単位：円）

1. 資産の部	金額	2. 負債の部	金額
①流動資産		①流動負債	
現金	0	借入金	0
預金	0	仮受金	0
貯蔵品(切手)	108,761	<b>流動負債合計(D)</b>	<b>0</b>
		②固定負債	0
		(該当科目無し)	
		<b>固定負債合計(E)</b>	<b>0</b>
仮払金	0	<b>負債合計(F) = (D) + (E)</b>	<b>0</b>
<b>流動資産合計(A)</b>	<b>108,761</b>	<b>3. 正味財産(資本)の部</b>	<b>金額</b>
②固定資産	0	①正味財産	108,761
(該当科目無し)			
<b>固定資産合計(B)</b>	<b>0</b>	<b>正味財産合計(G)</b>	<b>108,761</b>
<b>資産合計(C) = (A) + (B)</b>	<b>108,761</b>	<b>負債及び正味財産合計(H) = (F) + (G)</b>	<b>108,761</b>



令和3年度神戸市農業活性化協議会  
財産目録（令和4年3月31日現在）

（単位：円）

科 目	金	額
<b>1. 資産の部</b>		
①流動資産		
現金	0	
預金	0	
貯蔵品(切手)	108,761	
流動資産合計		108,761
②固定資産	0	
(該当科目無し)		
固定資産合計		0
資産合計		108,761
<b>2. 負債の部</b>		
①流動負債		
借入金	0	
仮受金	0	
流動負債合計		0
②固定負債	0	
(該当科目無し)		
固定負債合計		0
負債合計		0
<b>3. 正味財産の部</b>		
正味財産		108,761
負債及び正味財産合計		108,761

## 監査報告書

神戸市農業活性化協議会  
会長 安岡 正雄 様

令和4年4月8日

監事（氏名） 大西 克昌 ⑩

監事（氏名） 花房 一馬 ⑩

\*印影は、個人情報保護のため省略します。

令和3年度神戸市農業活性化協議会の会計に関し、下記の書類と一切の伝票を  
確認の上、適正かつ正しく処理されていたことを認めます。

### 記

#### 1. 確認書類名

- (1) 事業報告書
- (2) 収支計算書
- (3) 正味財産増減計算書
- (4) 貸借対照表
- (5) 財産目録

### 第3号議案 令和4年度事業計画案及び収支予算案について

#### 1 活動方針

経営所得安定対策や各種事業を活用し、農業の活性化を進める。

また、後継者・新規就農者の育成、集落営農組織の育成・活動内容のレベルアップ、農作業受委託の促進、耕作放棄地の解消や不作付地の有効活用等の取組みを行う。

#### 2 活動計画

##### (1) 総会等の開催計画

###### ア 通常総会（年1回）

日 程	主な協議事項等
4月11日(月)	1 令和3年度決算報告 2 令和4年度事業計画、予算配分

###### イ 臨時総会

必要に応じて開催する。

##### (2) 構成団体の活動計画

###### ア 神戸北地域水田農業推進協議会

北区における経営所得安定対策と需要に応じた米の生産・販売等を推進する。

###### 総会の開催計画

日 程	主な協議事項等
4月21日(木)	1 令和3年度決算報告 2 令和4年度事業計画

###### イ 神戸市西水田農業推進協議会

北区以外の経営所得安定対策と需要に応じた米の生産・販売等を推進する。

###### 総会の開催計画

日 程	主な協議事項等
4月20日(水)	1 令和3年度決算報告 2 令和4年度事業計画

### 3 収支予算案

(令和4年4月1日～令和5年3月31日)

#### 収入の部

(単位:円)

区分	令和4年度 予算	令和3年度 実績	令和3年度 予算の備考
経営所得安定対策等推進事業会計	14,928,000	14,789,000	
その他会計	所要額	2,685,388	

#### 支出の部

(単位:円)

区分	令和4年度 予算	令和3年度 実績	令和3年度 予算の備考
経営所得安定対策等推進事業会計	14,928,000	14,787,361	
謝金	9,032,000	8,658,215	
旅費	100,000	0	
賃金及び共済費	3,900,000	4,314,312	
事務等経費	1,896,000	1,814,834	印刷製本費、通信運搬費、雑役務費、消耗品費、借料・損料等
委託費	0	0	
助成費	0	0	
その他会計	所要額	2,685,388	

(収支予算案 関係資料)

① 経営所得安定対策等推進事業について

1 経営所得安定対策等推進事業の対象活動（助成対象の取組み）

経営所得安定対策を推進するための事務に要する経費について、県を通じて国から補助金が交付される。

区 分	主な取組み内容	実施時期
経営所得安定対策等の普及推進活動（説明会の開催、普及広報資料の配付等）	・ 農業者等への説明会の開催 ・ 普及広報資料の配布 ・ 関係機関との打ち合わせ	4月～3月
需要に応じた作物の生産方針等の策定	・ 県協議会との打ち合わせ、協議等 ・ 農業者等への説明等	7月～2月
申請書類等の配布、回収、整理取りまとめ、受付	・ 営農計画書印刷 ・ 申請書の受付・取りまとめ、兵庫支局への送付等	4月～6月
対象作物の作付面積・生産数量等の確認事務	・ 水稲共済データとの突合 ・ 現地確認	5、6月
農業者情報システム入力・集計事務	・ 水田情報管理システムの整備、データ入力、点検	5月～12月
産地交付金の要件設定・確認事務	・ 関係機関との打ち合わせ等 ・ 農業者への周知、指導等 ・ 要件確認	随時 随時 5月～3月
荒廃農地又は遊休農地の再生利用に必要な活動	・ 耕作放棄地関連事業の普及啓発活動等 ・ 推進活動	随時
農業者の水田情報等の収集、整理事務	・ 水田台帳等の整理等 ・ 交付対象水田の整理等	随時 9～12月
その他経営所得安定対策等の円滑な実施に必要な活動	・ 関係機関との打ち合わせ ・ 活性化協議会の各構成団体との協議等	随時 年2回

2 事業に要する経費

経営所得安定対策等の推進にかかる謝礼（推進謝金） 9,032千円  
事務用品購入、アルバイト賃金、通信費等 5,896千円

合 計 14,928千円

3 補助金の流れ



## 第4号議案 令和4年度経営所得安定対策等推進事業の予算配分について

1 予算額 14,928,000 円

2 配分（案） (単位:円)

	令和3年度		令和4年度	増減
	配分額	実績額	配分額	(令和4年度-令和3年度)
神戸市農業活性化協議会	150,000	150,000	150,000	0
神戸北地域水田農業推進協議会	6,417,000	6,417,000	6,487,000	70,000
神戸市西水田農業推進協議会	8,222,000	8,222,000	8,291,000	69,000
合 計	14,789,000	14,789,000	14,928,000	139,000

### 【配分の考え方】

(1) 神戸市農業活性化協議会本体の活動経費として、年間 150,000円を計上する。

事務用品等	150,000 円
合計	150,000 円

(2) 令和4年度と令和3年度の配分額の差を千円単位で案分し、北・西協議会の令和3年度当初配分額の金額に加算する。

【前年度との配分額差額①】  $14,928,000 - 14,789,000 = 139,000$

【上記①の案分額】 北:70,000 西:69,000

【神戸北地域水田農業推進協議会】  $6,417,000 + 70,000 = 6,487,000$

【神戸西水田農業推進協議会】  $8,222,000 + 69,000 = 8,291,000$

(3) 上記予算が大幅に不足する場合は、不足額を県へ追加要望する。

要望により追加配分があった場合は、要望額に応じて各団体に配分する。

(4) 活性化協議会本体の予算が不足し、北・西協議会で補える場合は、北・西協議会が協議の上、負担する。

## 第5号議案 令和4年度産地交付金に係る協議会別配分について

### 1 神戸市農業活性化協議会への配分額

53,948,000 円

### 2 地域協議会の配分額（案）

（円）

	令和3年度 当初配分額				令和4年度 当初配分額			
	総額 (①+②)	①当初配分	②加算配分	比率	総額 (①+②)	①当初配分	②加算配分	比率
神戸北地域 水田農業推 進協議会	12,268,000	10,865,384	1,402,616	0.2	10,723,000	10,723,000	0	0.2
神戸市西水 田農業推 進協議会	48,644,000	43,082,616	5,561,384	0.8	43,225,000	43,225,000	0	0.8
合計	60,912,000	53,948,000	6,964,000	1.0	53,948,000	53,948,000	0	1.0

※加算：前年度からの転作作物、高収益作物等の作付拡大した面積に応じて、追加で配分枠が加算されるもの  
※R4年度より、加算配分措置がなくなった。

#### 【配分の考え方】

国からの配分総額を各協議会の令和3年度交付実績に応じた配分比率に従い配分する。

### 3 追加配分があった場合

令和4年度当初と同じ割合で配分する。

### 4 各協議会間の調整

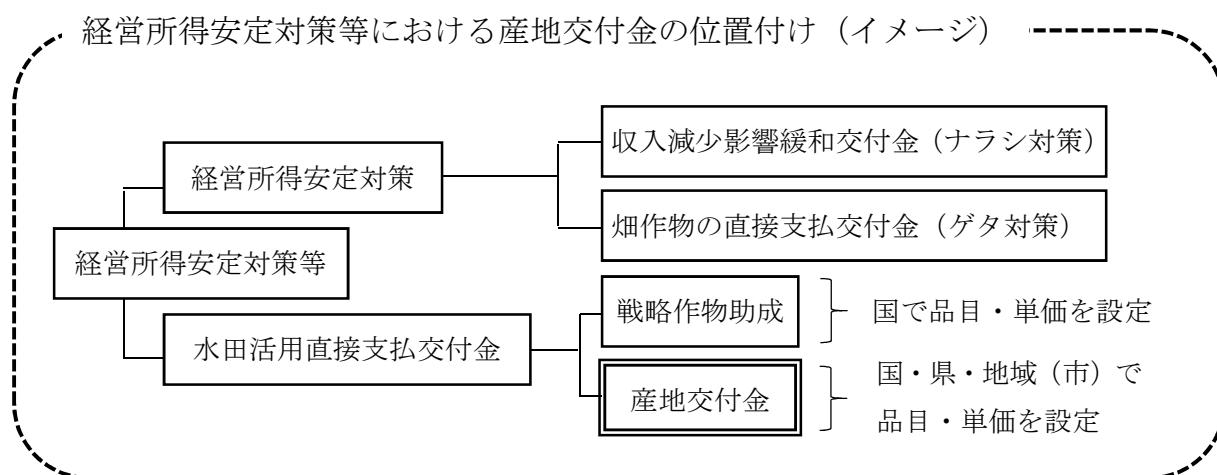
両協議会において、各協議会が定める産地交付金の所要額が各協議会の配分額を超える場合は、協議会間の調整は実施しない。（それぞれの水田農業推進協議会内で単価調整を行うものとする。）

## 産地交付金について

### 1. 産地交付金とは

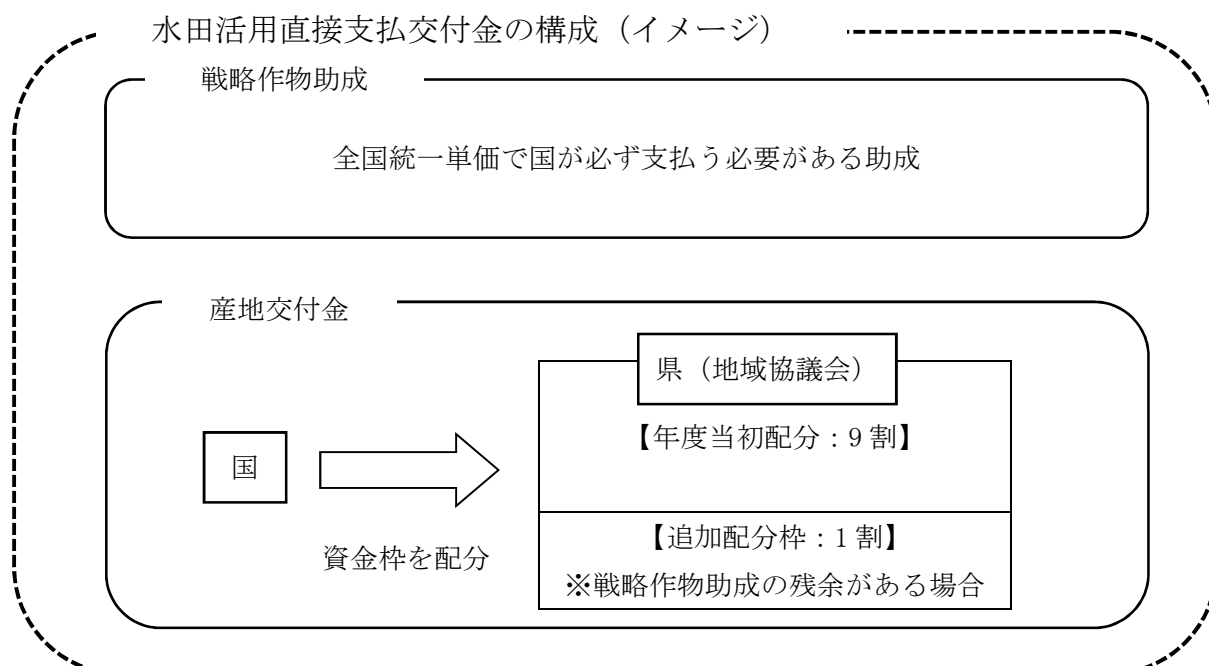
#### (1) 概要

- ・国の「経営所得安定対策等」の一環である「水田活用直接支払交付金」の助成内容の一つで、地域の特色を生かした魅力的な産地づくり、高収益作物の導入・定着等に向けた取組を支援するものである。
- ・国から配分された資金の範囲内で、県及び地域農業再生協議会が、毎年度、支援内容（交付対象作物、目標、具体的要件及び単価等）を定めている。



#### (2) 産地交付金の運用ルール

- ・年度当初に、配分額の9割が国から配分される
- ・残り1割の追加配分枠については、戦略作物の作付が拡大した場合に、戦略作物助成の支払いに充当され、残余がある場合に限り、年度途中で追加配分が行われる。





## 2 令和3年度産地交付金交付実績（地域協議会設定分）

協議会	対象品目等	交付単価 (/10a)	交付額(円)
神戸北地域水田農業推進協議会	北神ねぎの取組助成	40,000円	564,000
	北神ねぎの規模加算	5,000円	57,500
	地域振興作物助成①(いちご、新鉄砲ゆり)	24,000円	2,625,600
	いちごの施設栽培加算	4,000円	232,800
	地域振興作物助成②(北神くり南瓜、なす、菊、レタス、えだまめ、スイートコーン、ブロッコリー)	17,000円	2,317,100
	北神くり南瓜加算	8,000円	58,400
	二毛作推進加算(ブロッコリー)	8,000円	78,400
	白大豆(北神みそ)の取組助成(数量助成)	14,000円/30kg	1,932,000
	給食用野菜数量助成(たまねぎ、はくさい)	130円/ケース	174,980
	そばの取組助成(排水対策)(基幹)	20,000円	124,000
	集落営農そば助成(二毛作)	43,000円	1,238,400
	集落営農集積助成(麦)	7,000円	253,400
	集落営農組織への集積加算(野菜、花卉、大豆等)	15,000円	405,000
	担い手の作付助成(露地)(野菜、花卉等)	10,000円	1,226,000
	担い手の作付助成(施設)(野菜、花卉等)	16,000円	822,400
	担い手規模加算(野菜、花卉、大豆等)	13,000円	2,349,100
耕畜連携助成(WCS用稲)	10,000円	1,002,000	
	小 計		15,461,080
神戸市西水田農業推進協議会	担い手集積助成(加工用米)	15,000円	792,000
	担い手集積助成(WCS用稲、米粉用米)	15,000円	6,307,500
	担い手集積助成(飼料用米)	16,000円	12,908,800
	給食用野菜(じゃがいも、たまねぎ、にんじん)	250円/ケース	1,234,000
	集落営農所得向上取組加算(野菜)	5円/kg	263,860
	集積助成(施設)(野菜、花卉、新植果樹)	20,000円	12,736,000
	二毛作助成(戦略作物、なたね)	12,000円	3,216,000
	耕畜連携助成	11,000円	4,852,100
	担い手集積助成(そば、なたね)	9,500円	724,850
	集積助成(露地)(野菜、花卉、新植果樹)	9,500円	12,145,750
	二毛作助成(野菜)	9,500円	692,550
	経営安定促進助成(野菜、花卉)	9,500円	2,238,200
		小 計	
	合 計		73,572,690

※戦略作物：麦、大豆、飼料作物、WCS用稲、加工用米、飼料用米、米粉用米